

一般社団法人日本保育学会  
日本保育学会保育学文献賞(日私幼賞寄付基金による) 規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本保育学会保育学文献賞（以下、保育学文献賞）は、保育に関する文献を表彰することを目的とする。

(授賞対象)

第2条 保育学文献賞は、その著者が本学会の会員であるか否か、また本学会の役員であるか否かを問わず、日本において出版された広い意味で保育に関連する「単行本」の内、保育学の発展および保育実践の向上にとって非常に有意義であると考えられる優れた文献を対象とする。

2. 授賞対象となる文献は、原則として選考が行われる年度の前年度（前年5月1日より当年4月30日まで）に発行されたものとする。
3. 第2項の規定にかかわらず、特に優れた文献である場合は、さらに1年前まで遡って授賞対象とすることができる。
4. 同一著者の一連の文献については、1点として扱うものとする。

(授賞対象外の文献)

第3条 原則として、以下の2項を選考対象外とする

- ・過去において保育学文献賞を受賞した者の単著文献およびその者が「共著者」として内容に関して分担執筆した文献
- ・翻訳書

(賞の授与)

第4条 保育学文献賞は年度ごとに、文献3点までに対して授与する。但し、適当な文献がない場合はそのかぎりではない。

2. 保育学文献賞の授与に当たっては、賞状および副賞を授与する。
3. 授賞は大会での授賞式において行う。
4. 会員外の受賞者には、旅費の実費を支給する。

(選考)

第5条 保育学文献賞の選考においては、「保育学文献賞推薦委員」（以下、推薦委員）が授賞対象と考えられる文献を推薦し、推薦された文献の中から、「保育学文献賞選考委員会」（以下、選考委員会）が授賞候補となる文献を選定し、理事会の承認を得て授賞文献を決定する。

2. 推薦委員は、理事および評議員の全員が務める。
3. 選考委員会は、年度ごとに組織し、委員は5名とし、理事および評議員をもって構成する。
4. 選考方法については、別に定める。

(賞の基金)

第6条 保育学文献賞の基金については、別に内規を定める。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則 本規程は、2008（平成20）年5月18日から施行する。

一部 2010（平成22）年10月2日改正

一部 2024（令和6）年4月13日改正